

児童が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により、医師が感染の恐れがないと認めるまで登校できないことになっております。下記の感染症と診断された場合は、学校までお知らせください。出席停止は、欠席日数には入りませんので十分休養してください。

また、登校するときは、証明書あるいは報告書を学校に提出してください。

	学校感染症名	登校停止期間の基準	書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1)(H7N9)	治癒するまで	証明書(医師が記入)
	☆1 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)(H7N9)を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	☆1☆2は専用報告書
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	☆2 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	第三種	コレラ	
細菌性赤痢		治癒するまで出席停止が望ましい	
腸管出血性大腸菌感染症		医師において感染のおそれがないと認められるまで	
腸チフス、パラチフス		治癒するまで出席停止が望ましい	
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎		医師において感染のおそれがないと認められるまで	
A型肝炎		肝機能が正常になった者については登校可	
B型肝炎		急性期でない限り、登校可	
感染性胃腸炎		下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者は登校可	
マイコプラズマ感染症		症状が改善し、全身状態の良い者は登校可	
溶連菌感染症		適切な抗菌薬療法開始後24時間経過後、全身状態の良い者は登校可	
伝染性紅斑(りんご病)		発しんのみで全身状態の良い者は登校可	
手足口病		全身状態が安定している場合は登校可	
ヘルパンギーナ		全身状態が安定している場合は登校可	
単純ヘルペスウイルス感染症		口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスク等をして登校可 発熱や全身性の水疱がある場合は欠席して治療が望ましい	
サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症		症状が改善し、全身状態の良い者は登校可	
伝染性膿痂疹(とびひ)		登校可	
伝染性軟属腫(水いぼ)			
アタマジラミ症			
カンジダ感染症			
白癬、特にトングランス感染症			